

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人みろく会

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みろく会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関する事項を定めるものである。

### (報酬)

第2条 法人の業務を執行する理事長と業務執行理事、監事に対して、業務執行の対価として役員報酬を支給する。

2 非業務執行理事及び評議員には、報酬を支給しない。

### (理事の報酬)

第3条 法人の業務を執行する理事長・業務執行理事に対する支給額は、次に定めるとおりとする。

(1) 支給額は、年額15万円とする。

(2) 支給の時期は、1～6月分を6月、7～12月分を12月の年2回とし、半年分を支給する。

(3) 在任期間が半年に満たない場合は、月割計算とする。

2 ただし、法人の業績に応じて報酬を支給しない場合もある。

### (監事の報酬)

第4条 監事に対する支給額は、次に定めるとおりとする。

(1) 監事監査の報酬として1万円を支給する。

(2) 支給の時期は、6月とする。

### (費用)

第5条 職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の費用は、旅費規程に基づき、所定の額を支給する。

### (規程の変更)

第6条 この規程の改正は、評議員会の承認を受けて行うものとする。ただし、理事及び監事の報酬等の額については、理事会が定める。

### 附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。